

大野小学校 いじめ防止等基本方針

～いじめ防止対策推進法の制定を受けて～

豊後大野市立大野小学校

I はじめに

他県において、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあっていた事実が確認されている。生徒が自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、私たちは自らのこととして重大に受け止めていかなければならない。また、国立教育政策研究所が出している「いじめ追跡調査 2010－2012」（1998 年から実施、3 年ごとに報告）によると、もっとも典型的ないじめ行為である「仲間はずれ・無視・陰口」については、小4 から中3 までの間に被害経験のある子や加害経験のある子が共に 9 割にも及ぶという報告をしている。いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、また「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題でもあることを如実に物語っている。学校はこの 2 点の認識に立ち、日頃から危機意識を持って教育活動に取り組んでいかなければならない。

大野小学校では、開校以来、人権・同和教育を学校教育の核に据え、部落差別をはじめとする「差別（いじめ）の現実」や「部落解放運動の歴史」を通して、差別（いじめ）の非人間性に気づかせ、人間解放の手立てを身につけさせる学習活動を位置づけてきた。さらに、差別の根絶をめざして行動する実践の場として、特別活動や日常生活において、常に「仲間づくり」をめざしてきた。また、教職員研修の実施はもとより、いじめ対策委員会も設置して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応（解消）にこころがけてきている。

しかしながら、大野小学校においても、毎年、いじめに関わる事例が認められている。児童が「安心・安全な教育環境の中で「たくましく生きる力を育む」ことができるよう、全ての教職員がいじめの問題に関する認識を共有し、不断の取り組みを充実させるべく、決意を新たにしなければならない。

さて、国の段階では、第 183 回国会（通常）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に公布された。この法律においては、地方公共団体に対して地域の実情に応じた、いじめ防止等に関する基本方針の策定に努めるよう求め、学校に対しては、地方の基本方針を参酌した同様の基本的な方針の策定やいじめ防止等の対策のための組織の設置等を求めている。

更に学校の設置者及び設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等についても規定されている。

（※資料 2：「いじめ防止対策推進法」（概略））

大野小学校では、いじめ防止対策推進法を受けて、これまでの取り組みを改めて見直すとともに、本法律の趣旨に則った施柵をより一層充実できるよう、大野小学校いじめ防止等基本方針を策定し、積極的にいじめ防止及び早期対応等の対策に取り組み、保護者の期待に応じる学校づくりを推進していく。

Ⅱ 基本的方向性

1. いじめ防止等に関する基本方針

「いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、人間として絶対に許されない行為である」**「いじめはどの学校でも、どの教室でも、どの子どもにも起こり得る(ほんの些細なことがいじめの始まり)(どの子どももいじめをお越し得る)」**という認識の上に組織的に立つ。

- (1) いじめの未然防止に努め、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、最後まで絶対に守り通す。
- (3) いじめを行う子どもに対しては、信頼関係の構築を核にしながら、毅然とした対応と粘り強い指導を徹底する。
- (4) アンケートやP T A等の場を通じてなど、日常的に保護者からの情報や声を把握するとともに、保護者及び関係機関との連携を深めるよう努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、子どもの現実と差別(いじめ)の現実から深く学び、人権同和教育の日常化を具現化する教育活動を展開することにより、人権尊重の精神がみなぎる教育環境づくりに努める。

〈※資料2：「同和教育を实践してきた時代」から大切にす人権教育の4つの側面、5つの原則〉

(1) 子どもがいじめの問題を自分の事として考え、自ら行動できる集団づくりを推進する。

【人権・同和教育の更なる日常実践の拡充・深化(人権学習・部落解放学習)】

【自己肯定感や自己有用感の上に立った他者理解による仲間(絆)づくりの実践】

(2) 学力・進路の保障に努める。

【自己肯定感や自己有用感(認められる)を高める全員参加の授業づくり】

(3) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう、常に指導者としての自己変革に努めることにより、子どもと教職員の信頼関係の増幅に努める。

(4) 道徳、特別活動等を通して規範意識や生命の尊重、他社への思いやり等について学習を深める。

【児童・保護者・教職員がルールの意味を共通理解した学級・学校づくり】

【児童会活動や学級活動等での児童の自主的な活動(あいさつ運動やスローガン等の発信)】

(5) 常に最悪のケースを想定しながらいじめの問題への取り組みを点検し、改善・充実を図る。

【教職員間の情報の共有(報告・連絡・相談)】

【職員全員で全校の児童を見る(その場・その時に丁寧に対応する)迅速な対応】

(6) 教頭九員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。

【子ども理解(特別支援関係も含む)を核とした人権・同和教育研修の実施】

(7) 保護者・地域住民・関係機関との日常的な連携を深める。

【基本的な生活習慣の確立、あいさつ等人間関係調整能力の育成、情報の共有・集約】

3. 早期発見に向けて

いじめは「大人の目の届かない所」「ほんの些細なこと」から発生するとの認識に立ち、学校が家庭、地域等を連携して最新の注意を払って、組織的な実態把握に努める。

(1) 子どもの声に耳を傾け、表情や行動を注視する。

※暴力を伴う、伴わないに関わらず、内面的な部分をより注視する。

(人を傷つける些細な権藤を見逃さない)

【学期ごとのアンケート調査（6月・11月・2月上旬）、面談、ノート点検等】

(2) 教職員間で情報を共有する。

【職員全員で全校の児童を見る（その場・その時に丁寧に対応する）迅速な対応、報・連・相】

(3) 保護者と情報を共有する。

【家庭訪問、電話相談、連絡帳、PTA等の場】

(4) 地域や関係機関と日常的に連携する。

【学校公開、学校評議員の意見聴取、教育支援センター「かじか」訪問等】

4. 早期対応・早期解消に向けて

「詳細な事実確認」に基づき、関係する子ども及び保護者が納得できる「情報や取り組みの共有」が「迅速・適切」に図られる初動対応に全力を尽くす。

(1) いじめられている子どもや保護者の不安や悩みに寄り添い、詳細な事実確認を行う。

※いじめられた子はいじめる側にも回ることを共通理解し、表面的な事象のみで判断しない。

(2) いじめ対策委員会（緊急時）を開催し、関係主任等のとり組みを機能化し、学校全体で組織的な情報共有と解消に向けたとり組みを推進する。

(3) 校長は、事実に基づき、子ども及び保護者に対して説明責任を果たす。

(4) いじめを行う子どもには、行為の重大さを理解させるとともに、反省、謝罪を含めた教育的指導を徹底する。

※「事件解決型」の取り組みにするのではなく、いじめる側の「学び」につながる解決をめざす。

(5) 法を犯すと認められる行為に対しては、スクールサポーター、警察等に相談し、協力を求める。

※暴力が伴った場合には、いじめ・やり返し等の原因に関わらず、毅然とした態度で即刻、行為を中止させ、暴力の非と罪をきちんと指導する。

(6) 必要に応じて、県教委が設置している「いじめ問題解決チーム」の活用を図る。

(7) いじめが解消した後も、関係する保護者と継続的に連絡を取り、その後の情報を共有するとともにいじめられた子どもの見守りと支援を継続する。

★危機管理の さ・し・す・せ・そ

さ（最悪を思い）・し（慎重に）・す（素早く）・せ（誠意をもって）・そ（組織的に）

Ⅲ 危機管理体制（組織及び重大事態への対応）

1. いじめ対策委員会の設置

複数の教職員、心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者より構成されるいじめの防止等対策のための組織を置くものとする。

いじめ対策委員会	
通常時	教職員全員で構成し、学期に1回程度いじめ防止のための児童実態の共有やいじめに関する職員研修の場とする。 ※職員研修として福祉事務所相談員や市スクールソーシャルワーカー等の招聘
緊急時	いじめの報告があった時は、いじめに関する措置を実行的な（実際に効力が現れる）ものとなるよう柔軟に人員を構成し、いじめ対応に係る本部とする。 【構成員】〈教職員〉校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・関係者 〈心理・福祉等の専門的知識を有する者〉 福祉事務所相談員・市スクールソーシャルワーカー・児童相談所相談員等を招聘 〈その他の関係者〉いじめの実態に応じて校長が必要と認めるもの

2. 重大事態への対応

(1) 学校は、次に掲げる重大事態に対処し、同様の事態の発生防止に資するため、設置した組織の下、質問票（アンケート）の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ★いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時
- ★いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認める時

- (2) 学校は(1)の調査を行った時は、当該調査に係る児童及びその保護者に対し、当該重大事態の事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。
- (3) 学校は、(1)及び(2)に掲げる取り組みを実施するに当たっては、教育委員会による指導・助言を活かす等、教育委員会との連携を密にはかる。
- (4) 学校は、重大事態が発生したと認められる場合には、「いじめ解消に向けたとり組み報告」を持って、重大事態が発生した旨を、教育委員会を通じて市長へ報告する。

Ⅳ その他

この基本方針については、今後その取り組み内容を勘案し、必要があると認める時は、検討を加えるものとする。